

# 板橋区公共交通会議設置要綱の 一部改正について

板橋区 都市整備部 都市計画課

# 1 板橋区公共交通会議設置要綱の一部改正について

## ◆設置要綱の一部改正の目的

令和2年に策定した板橋区交通政策基本計画が見直し時期を迎えています。令和5年10月改正の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「地域交通法」という。）に伴い、地域交通法に基づく計画とします。

当会議にて、計画改定に関する協議を行うことになるため、地域交通法に基づく地域公共交通活性化協議会とするべく、設置要綱の一部改正を行います。

## ◆板橋区における上位計画等の策定・改定スケジュール予定

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
次期基本構想・ 基本計画策定		策定 (R7.10基本構想)		板橋区基本構想、板橋区基本計画2035 次期計画	
都市づくり ビジョン改定	(第三次)	改定		(第四次) 次期計画	
交通政策 基本計画改定		改定準備		改定作業	次期計画

# 1 板橋区公共交通会議設置要綱の一部改正について

## ◆地域公共交通計画について

### ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）

#### （地域公共交通計画）

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

### ・地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（令和5年10月1日施行）

#### 二 地域公共交通計画の作成に関する基本的な事項

##### 1 地域公共交通計画の記載事項

(1) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する基本的な方針

地域が目指すべき将来像及びその骨格となる公共交通軸を具体的かつ即地的に定めるとともに、その将来像の中で公共交通が果たすべき様々な役割を明確化した上で、公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性を定めることとする。～



「板橋区交通政策基本計画」を「地域公共交通計画」に準じた計画として改定します。

# 1 板橋区公共交通会議設置要綱の一部改正について

## ◆公共交通会議の位置づけ

法定協議会で策定した地域公共交通計画に基づく事業を具現化するためには、道路運送法上の手続きが必要であることが多いことから、現行の地域公共交通会議とともに、会議の設置要綱を一部改正し、地域公共交通活性化協議会としての性質を持つ会議体に位置づけます。

	地域公共交通活性化協議会(令和8年度～)	
	地域公共交通会議(令和6・7年度)	
根拠法令	道路運送法	地域交通法
対象交通モード	バス・タクシー・自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送・福祉有償運送)	多様な交通モード
目的	自家用有償旅客運送についての協議	地域公共交通計画の策定、実施について必要な協議を行う
計画策定	任意(補助金なし)	補助金の交付を受ける場合は必須
事業実施における補助金受領	行えない(協議組織)	行える(協議+実施組織)
構成員	区市町村、交通事業者、道路管理者、住民・利用代表者、学識経験者	



# 1 板橋区公共交通会議設置要綱の一部改正について

## ◆要綱改定案

### ・会議の位置づけ

#### (所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について調査、研究及び協議する。

- (1) 板橋区交通政策基本計画に関する事項
- (2) 交通体系の整備、公共交通の維持・充実に関する事項
- (3) 公共交通の利用促進に関する事項
- (4) その他、区の交通体系の整備、公共交通の維持・充実に必要な事項

2 前項の調査、研究及び協議において必要がある場合は、交通会議を道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域公共交通会議その他地域の公共交通に関する会議体（以下「地域公共交通会議等」という。）に位置付け、所要の協議等が行えるものとする。

3 板橋区交通政策基本計画の改定及び実施において必要がある場合は、交通会議を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、必要な協議を行うための協議会に位置づけ、所要の協議等が行えるものとする。

### ・会議の委員の定員

#### (交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次の各号に掲げる者**35名以内**で区長が委嘱又は任命する。

# 1 板橋区公共交通会議設置要綱の一部改正について

## ◆要綱改定案

### ・改定部会の設置

#### (部会)

第8条 交通会議は、特定の事項の調査、研究及び協議を行うため必要があるときは、部会を置くことができる。

#### (部会の構成及び運営)

第9条 前条の規定に基づき、板橋区交通政策基本計画（令和2年5月策定）の改定を検討するに当たり、専門的な協議を図るため、分野ごとに板橋区交通政策基本計画改定部会（以下「改定部会」という）を設置することとし、会議の会長が指名する委員をもって構成する。なお、任期は板橋区交通政策基本計画の改定までとする。（令和10年3月予定）

2 改定部会は、部会長の招集により開催する。

3 部会長は、改定部会を招集する場合は、議事の内容、日時、場所、その他必要な事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会長代理がその職務を代理する。

5 部会長が必要と認めるときは、改定部会委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聞くことができる。

6 部会長が、急を要すると認めたとき又は改定部会の会議を開くことができないと認めたときは、各委員との協議をもって、会議に代えることができる。

7 改定部会の事務局は、都市整備部都市計画課交通企画都市基盤係に置く。

8 改定部会は、非公開とする。